

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月14日
【四半期会計期間】	第58期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	山一電機株式会社
【英訳名】	YAMAICHI ELECTRONICS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 織田 俊司
【本店の所在の場所】	東京都大田区中馬込三丁目28番7号
【電話番号】	(03)3778-6111(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部長 加藤 勝市
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区中馬込三丁目28番7号
【電話番号】	(03)3778-6111(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部長 加藤 勝市
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第3四半期 連結累計期間	第58期 第3四半期 連結累計期間	第57期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高(千円)	17,376,095	15,156,544	23,167,532
経常損失( ) (千円)	619,074	838,595	786,191
四半期(当期)純損失( ) (千円)	830,455	2,468,189	1,537,873
四半期包括利益又は包括利益(千円)	1,352,448	2,321,781	1,729,643
純資産額(千円)	15,383,977	12,684,979	15,006,760
総資産額(千円)	26,327,466	23,062,217	26,238,360
1株当たり四半期(当期)純損失( ) (円)	35.66	105.99	66.03
潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	58.4	54.9	57.1

回次	第57期 第3四半期 連結会計期間	第58期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日
1株当たり四半期純損失( ) (円)	5.84	17.67

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当社グループ（当社及び関係会社）は、当社（山一電機株式会社）、子会社17社及び関連会社3社により構成されており、半導体検査工程に使用されるIC（集積回路）ソケット製品や電子・電気機器向けコネクタ製品等の機構部品の製造販売を主たる業務としております。

当第3四半期連結累計期間における、各セグメントに係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

### [ テストソリューション事業 ]

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

### [ コネクタソリューション事業 ]

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

### [ PVソリューション事業 ]

昨今の世界的な太陽光発電パネル市場の悪化により、製品価格の大幅な下落は採算面での悪化を招き、また、債権回収リスクが増大していることから、当事業での売上拡大や収益確保が困難な状況と判断し、平成24年9月30日をもって当事業を廃止いたしました。これにより、当第3四半期連結会計期間においては、新規受注は停止し、ジャンクションボックス製品の継続案件取引のみ行っております。

### [ 光関連事業 ]

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

### [ EMS事業 ]

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における当社グループの経営環境は、長期化する欧州諸国の財政・金融問題の深刻化、中国をはじめとする新興国経済の減速懸念など景気の先行きは不透明な状況が続いておりましたが、12月に発足した新政権への期待から円安・株高が進行し、変化の兆しが見られるようになりました。

当社グループに関連するエレクトロニクス業界においては、スマートフォンやタブレット端末は好調に推移しているものの、ノートパソコン、テレビおよびデジタルカメラ等のデジタル家電製品の販売不振や半導体設備投資の低迷が長期化しており、全般的に低調な推移となっております。

このような経営環境の中で当社グループは、P Vソリューション事業廃止等の基幹事業への経営資源の集中やコスト構造の改革を強力に推進するとともに、希望退職者募集等による人員の適正化、役員報酬および従業員給与・賞与の減額等を実施し、固定費の削減に取り組んでまいりました。しかしながら、主たる事業分野であるデジタル家電市場の低迷や半導体市場の投資減退は想定よりも長期化いたしました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における業績は、売上高15,156百万円（前年同四半期比12.8%減）と大幅な減収となりました。損益面においては、大幅な減収により営業損失917百万円（前年同四半期は営業損失302百万円）となりましたが、円安による為替差益178百万円の計上もあり、経常損失838百万円（前年同四半期は経常損失619百万円）、希望退職者募集による特別退職金635百万円や固定資産減損損失837百万円等の特別損失の計上により、四半期純損失2,468百万円（前年同四半期は四半期純損失830百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### [ テストソリューション事業 ]

当事業の半導体検査用I Cソケット製品は、当第3四半期においても国内外ともに半導体設備投資は低迷し、テストソケット製品およびパーンインソケット製品の売上は低調な推移となりました。

その結果、売上高5,578百万円（前年同四半期比8.3%減）、営業利益189百万円（前年同四半期比66.6%減）となりました。

#### [ コネクタソリューション事業 ]

当事業のコネクタ製品は、通信インフラ向け光モジュールケーブル製品の量産出荷の遅れや主力のデジタルカメラ、プリンタおよびテレビ等のデジタル家電向け販売の落ち込みにより、低調な推移となりました。

その結果、売上高6,870百万円（前年同四半期比15.1%減）、営業損失423百万円（前年同四半期は営業利益230百万円）となりました。

#### [ P Vソリューション事業 ]

当事業は、ジャンクションボックス製品の継続案件以外は9月末の事業廃止により、新規受注は停止しております。

その結果、売上高913百万円（前年同四半期比24.4%減）、営業損失353百万円（前年同四半期は営業損失707百万円）となりました。

[ 光関連事業 ]

当事業のフィルタ製品は、デジタルカメラやデジタルビデオカメラ等の映像機器向け販売が低調な推移となりました。

その結果、売上高890百万円（前年同四半期比22.6%減）、営業利益1百万円（前年同四半期比96.8%減）となりました。

[ E M S 事業 ]

マティ株式会社でのE M S事業は、タッチパネル向け検査業務の新規立ち上げと同時に希望退職者募集による固定費の削減を実施いたしました。また、プライコンマイクロエレクトロニクスINC.での基板実装事業は、H D Dの市況低迷の影響を受け低調な推移となりました。

その結果、売上高903百万円（前年同四半期比7.9%増）、営業損失84百万円（前年同四半期は営業損失178百万円）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、係る買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉および当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならず、係る企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案、または、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社基本方針の実現に資する取組みについて

イ．当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和31年の設立以来、「ユーザーの高い信頼を勝ち取り、市場およびユーザーニーズに合致した創造的製品を開発する技術の山一」をモットーに開発指向型の企業を目指し、真空管ソケットから始まり、エレクトロニクス産業の急速な技術革新に機敏に対応して各種コネクタ製品やICソケット製品等の接触機構部品を開発・製造・販売してまいりました。特に昭和41年の検査用ICソケットの製造販売を開始して以来、国内はもとより海外においてICソケットのリーディングカンパニーとして揺るぎない地位を築いてきております。

これら接触機構部品製品の事業は、コネクタ事業とテストソリューション事業に区分され当社のコアビジネスとなっております。また、接触機構部品事業以外では、フレキシブルプリント配線板製品のY F L E X事業、一般光学用や光通信向け多層薄膜フィルタ製品等の光関連事業、L C D製品の組立検査や高密度基板実装を事業とするE M S事業および太陽電池モジュール用コネクタ事業があげられ、これらの事業を当社および子会社17社と関連会社3社により運営しており、企業価値の源泉となっております。

この当社の企業価値の源泉については、具体的には、創業以来一貫して社員の育成および技術開発に注力してきた成果としての優れた接触機構部品などの設計技術力や各種製品群、半導体メーカーや各種エレクトロニクスメーカーの多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応することを可能にする製品や金型などの生産設備や生産体制、そして当社グループの有機的連結による販売・メンテナンス体制および研究開発体制などにあると考えております。

#### ロ．企業価値向上のための取組みについて

当社が属する電子部品市場は、デジタル化、高機能化、ネットワーク化などの技術革新が常に進化し、新技術や新製品が相次ぎ創出されるため、中長期的に市場は拡大すると見込まれております。しかしながら、製品の世代交代が加速化され、かつ競争も世界的規模での激しさを増すことから、絶えず変化する市場ニーズに低コストでスピーディに対応できる開発・生産体制を構築することが急務となります。これらグローバルで急激な市場変化のもとでも継続的に高付加価値・高品質の製品やサービスを提供できることが、企業価値および株主共同の利益の向上につながると考えております。

当社は平成20年度からの新経営体制のもと、新たに策定した以下の中期経営戦略に取り組んでおります。

##### ・「共感できる事業体へ」

方針・目標を共有化し、連鎖し、一丸となって目標に突き進む集団になる。成功・失敗を共感し、次のステップへ進む。「経営の見える化」を推進する。

##### ・「利益体質へ」

全社員が、ビジネスの創造に向かう。原価低減・固定費削減を徹底追求する。

##### ・「個々の出力を強化する」

社員各人の能力・出力強化が最大の競争力の源泉。個々の出力強化に向けて制度整備・教育充実を実施する。

##### ・「CSR経営を実現する」

株主の皆様、お客様、従業員をはじめとするステークホルダーに継続的に貢献する企業となる。

当社は、前述のこれら諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、平成24年6月27日に開催された第57期定時株主総会において、当社株式の分布状況等を総合的に勘案し、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

注1：特定株主グループとは、（ ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または（ ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、（ ）特定株主グループが、注1の（ ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または（ ）特定株主グループが、注1の（ ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

本方針の具体的な内容につきましては、以下のとおりであります。

本方針の内容

イ．本方針継続の目的

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針や事業特性、当社を取り巻く経営環境、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があり、他方、そのような企業価値・株主共同の利益を毀損することとなる者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないと考えております。

しかしながら、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為がなされる場合、それを行った大規模買付者が財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしいか否かを含め、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には、株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えます。そして、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断していただくためには、株主の皆様に対し、適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。たとえば、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、取引先、顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大規模買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、株主の皆様が買付けに応じるか否かを検討する際の重要な判断材料となりますし、また、当社取締役会が大規模買付行為についての意見を開示し、また、必要に応じ代替案を提示することにより、株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社は、このような基本的な考え方に立ち、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとともに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることとしました。

ロ．独立委員会の設置

本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を担保するため、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者（注3）の中から選任します。

独立委員会は、取締役会から諮問を受けた事項について審議、決議し、その内容に基づいて、取締役会に対し勧告を行うほか、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先、従業員等から必要な情報を収集することがあります。

注3：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味します。

ハ．大規模買付ルールの内容

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者から当社取締役会に対して、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）が提供されなければならない、大規模買付行為は、大規模買付情報が提供された後に設定される当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ開始されるというものです。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役に対して、日本語によって、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本方針の手続きに従う旨の誓約を記載した意向表明書を提出していただきます。なお、意向表明書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類があれば、当該書類を添付していただきます。当社は、この意向表明書の受領後直ちにその旨を開示するとともに、大規模買付者に対しては、10営業日以内に、大規模買付情報のリストを交付します。具体的に提供していただく大規模買付情報の内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ・大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、過去の買収および大規模買付行為の履歴、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
- ・大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の種類および価格、買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付けの方法の適法性、買付けおよび関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ・買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ・大規模買付行為後の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および財務政策
- ・大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客等を含む重要なステークホルダーについての基本方針

なお、当社取締役会は、当初提供していただいた情報だけでは必要な大規模買付情報として不足していると考えられる場合、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者に対し、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に大規模買付情報の提供を求めることがあります。当社は、大規模買付情報が提供された事実およびその内容が株主の皆様判断のために必要であると認める場合、適切と判断する時点で、原則としてその全部（以下で規定される取締役会評価期間に関する情報を含みます。）を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、最長60日間（買付対価を現金（円貨）のみとし、当社の株券等の全てを対象とする公開買付けの場合）または最長90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案検討等のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、この期間中、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、大規模買付行為に関する取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、株主の皆様に対し、取締役会としての代替案を提示することもあります。

## 二．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### ア．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せずに大規模買付行為を行った場合、当社取締役会は、株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否および対抗措置の具体的内容は、独立委員会に諮問の上、その勧告を最大限尊重して、当社取締役会が決定します。当社は、当該決定後、その概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報を開示します。

なお、具体的な対抗措置については、その時点で必要かつ相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権を用いる場合、その概要は、以下のとおりであります。

#### (a) 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

#### (b) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当て等を行う場合で、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数の調整を必要とするときは、株式分割、株式併合、株式無償割当て等の条件を勘案の上、その数につき所要の調整を行うものとする。

#### (c) 発行または無償割当ての対象となる新株予約権の総数

発行または無償割当ての対象となる新株予約権の総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

#### (d) 各新株予約権の払込金額

無償とする。

#### (e) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。

#### (f) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。

#### (g) 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### (h) 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。

なお、上記(g)の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合や新株予約権を発行する場合には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者に行使を認めないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。



大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えておりますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。従って、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないようあらかじめ注意を喚起いたします。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為が行われる場合に、株主の皆様に対し、あらかじめ、そのような買付行為に応じるか否かの判断のために必要となる大規模買付行為に関する情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには必要に応じて取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。従って、大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会は大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社取締役会が提示する意見、代替案等をご検討の上、株主の皆様においてご判断いただくこととなります。しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会は、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、または株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合、株主共同の利益を保護するため、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要かつ相当な範囲で a. 「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」で述べた対抗措置をとることがあります。この場合、当社取締役会は、適時適切な開示を行います。具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、または株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(a) 大規模買付行為が次のいずれかに該当する場合

- ・ 株式等を買収し、その株式等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- ・ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付けを行う場合

c. 対抗措置発動の停止等について

上記 a. 「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」または b. 「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」において、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

前記 および の取組みについての取締役会の判断およびその理由

イ. 当社基本方針の実現に資する取組みについて

前記 の取組みは、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであります。従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

前記 の取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,056,854千円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	23,289,775	同左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	23,289,775	同左	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日	-	23,289,775	-	10,047,063	-	4,520,001

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,280,700	232,807	-
単元未満株式	普通株式 6,375	-	-
発行済株式総数	23,289,775	-	-
総株主の議決権	-	232,807	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,800株(議決権の数38個)含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
山一電機(株)	東京都大田区中馬込三丁目28番7号	2,700	-	2,700	0.01
計	-	2,700	-	2,700	0.01

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	上席執行役員、 管理本部長、 経理部長	取締役	上席執行役員、 管理本部長	加藤 勝市	平成24年8月1日

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,297,850	3,739,311
受取手形及び売掛金	4,498,599	3,821,857
商品及び製品	1,195,825	1,070,035
仕掛品	312,821	318,798
原材料及び貯蔵品	1,639,621	1,698,851
繰延税金資産	38,946	32,631
その他	734,554	726,532
貸倒引当金	11,109	48,611
流動資産合計	13,707,110	11,359,407
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,024,414	2,998,635
機械装置及び運搬具(純額)	1,952,432	1,375,451
工具、器具及び備品(純額)	1,618,172	1,420,414
土地	3,472,112	3,475,488
リース資産(純額)	52,488	44,131
建設仮勘定	109,394	196,928
有形固定資産合計	10,229,014	9,511,049
無形固定資産	106,442	93,105
投資その他の資産		
投資有価証券	1,154,487	1,079,280
繰延税金資産	122,330	130,615
その他	1,033,628	1,008,909
貸倒引当金	114,653	125,885
投資その他の資産合計	2,195,793	2,092,921
固定資産合計	12,531,249	11,697,076
繰延資産	-	5,734
資産合計	26,238,360	23,062,217

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,560,037	1,172,170
1年内償還予定の社債	-	35,000
短期借入金	6,331,270	5,552,786
未払法人税等	49,489	33,178
賞与引当金	252,731	94,663
繰延税金負債	80,909	66,276
その他	1,462,055	1,698,294
流動負債合計	9,736,494	8,652,370
固定負債		
社債	-	215,000
長期借入金	745,000	765,200
退職給付引当金	53,232	37,760
役員退職慰労引当金	41,705	40,612
資産除去債務	17,497	17,799
繰延税金負債	173,214	152,832
その他	464,455	495,663
固定負債合計	1,495,104	1,724,868
負債合計	11,231,599	10,377,238
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,047,063	10,047,063
資本剰余金	5,004,947	4,520,001
利益剰余金	1,205,403	777,840
自己株式	3,754	3,754
株主資本合計	16,253,660	13,785,470
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	108,548	71,465
為替換算調整勘定	1,375,125	1,190,896
その他の包括利益累計額合計	1,266,577	1,119,430
少数株主持分	19,677	18,939
純資産合計	15,006,760	12,684,979
負債純資産合計	26,238,360	23,062,217

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	17,376,095	15,156,544
売上原価	13,240,574	12,007,433
売上総利益	4,135,520	3,149,110
販売費及び一般管理費		
給料	1,935,717	1,837,261
賞与	143,366	63,561
福利厚生費	319,326	306,851
運賃諸掛	251,054	199,426
旅費及び交通費	178,232	158,715
減価償却費	170,091	161,037
支払手数料	155,688	149,483
賃借料	245,310	241,838
雑費	1,038,776	948,501
販売費及び一般管理費合計	4,437,564	4,066,676
営業損失( )	302,043	917,565
営業外収益		
受取利息	7,645	7,616
受取配当金	18,756	15,848
為替差益	-	178,786
持分法による投資利益	1,536	-
スクラップ売却益	31,907	30,191
助成金収入	128,594	49,950
その他	34,631	37,956
営業外収益合計	223,073	320,349
営業外費用		
支払利息	133,869	136,271
為替差損	334,902	-
持分法による投資損失	-	26,245
その他	71,331	78,862
営業外費用合計	540,103	241,379
経常損失( )	619,074	838,595

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	778	9,408
ゴルフ会員権売却益	2,042	-
特別利益合計	2,821	9,408
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	869	33
減損損失	-	837,178
持分変動損失	19,999	5,739
特別退職金	88,729	635,920
関係会社清算損	-	72,881
その他	-	8,476
特別損失合計	109,598	1,560,231
税金等調整前四半期純損失( )	725,851	2,389,419
法人税、住民税及び事業税	61,789	102,582
法人税等調整額	43,173	22,916
法人税等合計	104,963	79,665
少数株主損益調整前四半期純損失( )	830,814	2,469,084
少数株主損失( )	358	894
四半期純損失( )	830,455	2,468,189



【四半期連結包括利益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	830,814	2,469,084
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	230,187	37,082
為替換算調整勘定	281,413	171,382
持分法適用会社に対する持分相当額	10,033	13,002
その他の包括利益合計	521,634	147,302
四半期包括利益	1,352,448	2,321,781
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,351,929	2,321,043
少数株主に係る四半期包括利益	519	738

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間において、台湾山一電子股?有限公司は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産(当社が所有する金型を除く。)について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。なお、これによる当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失への影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

債権流動化による売掛債権譲渡高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形及び売掛金(売掛金)	872,678千円	676,363千円

(四半期連結損益計算書関係)

減損損失

当第3四半期連結累計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
千葉県佐倉市	コネクタソリューション事業	機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品
千葉県佐倉市	PVソリューション事業	工具、器具及び備品
中国廣東省深?市	コネクタソリューション事業及びPVソリューション事業	機械装置及び運搬具
岡山県浅口市	E M S 事業	機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品等

当社グループは各事業部門単位で資産をグルーピングし、遊休資産は個々の資産ごとに減損の兆候判断及び減損の認識を行いました。

その結果、コネクタソリューション事業、PVソリューション事業及びE M S 事業の資産について、取得時に検討した事業計画において当初想定した収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(837,178千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、機械装置及び運搬具573,569千円、工具、器具及び備品251,849千円、その他11,759千円であります。

なお、回収可能価額は当該事業にかかる資産グループの修正後事業計画に基づき測定しており、将来キャッシュ・フローを9.9%で割り引いて算定しております。

なお、前第3四半期連結累計期間については、該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
減価償却費	1,424,351千円	1,252,627千円
のれんの償却額	21,394	-

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	テストソ リュー ション事 業	コネクタ ソリュー ション 事業	P V ソ リュー ション事 業	光関連 事業	E M S 事業	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	6,083,008	8,095,530	1,209,171	1,150,386	837,257	17,375,354	740	17,376,095	-	17,376,095
セグメント間 の内部売上高	-	-	-	-	-	-	20,122	20,122	20,122	-
計	6,083,008	8,095,530	1,209,171	1,150,386	837,257	17,375,354	20,862	17,396,217	20,122	17,376,095
セグメント利益 又は損失( )	567,251	230,597	707,159	37,297	178,337	50,351	587	49,764	252,279	302,043

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サービス事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失( )の調整額は、全社費用 271,052千円及び連結調整額18,773千円であり、なお、全社費用は、報告セグメントに帰属しない研究開発費であります。

3. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業損失( )と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	テストソ リュー ション事 業	コネクタ ソリュー ション 事業	P V ソ リュー ション事 業	光関連 事業	E M S 事業	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	5,578,174	6,870,512	913,559	890,001	903,603	15,155,851	692	15,156,544	-	15,156,544
セグメント間 の内部売上高	-	-	-	-	-	-	20,359	20,359	20,359	-
計	5,578,174	6,870,512	913,559	890,001	903,603	15,155,851	21,052	15,176,904	20,359	15,156,544
セグメント利益 又は損失( )	189,427	423,680	353,111	1,200	84,394	670,557	795	669,762	247,803	917,565

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サービス事業等を含んでおります。

2. P V ソリューション事業は平成24年9月30日付けで廃止しており、当第3四半期連結会計期間においては、新規受注は停止し、保有在庫の消化を目的とした取引のみ行っております。

3. セグメント利益又は損失( )の調整額は、全社費用 250,513千円及び連結調整額2,709千円であり、なお、全社費用は、報告セグメントに帰属しない研究開発費であります。

4. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業損失( )と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

コネクタソリューション事業、P Vソリューション事業及びE M S事業の資産について、当初想定した収益が見込めなくなったことから減損損失を計上いたしました。その内訳は、コネクタソリューション事業788,324千円、P Vソリューション事業25,381千円、E M S事業23,473千円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失( )及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純損失( )	35円66銭	105円99銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失( )(千円)	830,455	2,468,189
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	830,455	2,468,189
普通株式の期中平均株式数(株)	23,287,160	23,286,985

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月12日

山一電機株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平野 洋 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 功幸 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長塚 弦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている山一電機株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

**四半期連結財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

**監査人の結論**

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、山一電機株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。